

## 1. 現下の経済情勢と国の動向

現下の我が国の経済情勢は、内閣府が発表した本年7月の月例経済報告によれば、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としている。ただし、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と言及している。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2017」を6月に閣議決定し、「平成30年度は、集中改革期間の3年目であり、平成28年度・29年度に引き続き、『経済・財政再生計画』を着実に実行し、その軌道を確認なものにしていく必要がある」とし、「平成30年度予算編成においては、『経済・財政再生計画』、『経済・財政再生アクション・プログラム』、改革工程表にのっとり、経済・財政一体改革を加速する」としている。

また、7月に発出した「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、歳出全般にわたり「歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」とされ、概算要求に当たって厳しい姿勢が示されている。

これらの方針に基づいた国の予算編成は、地方財政に大きな影響を及ぼすことから、その動向を十分注視し適切に対応していく必要がある。

## 2. 本市の財政状況と今後の見通し

平成28年度の一般会計決算は、歳入面では、地方消費税交付金が減少したものの、固定資産税の増加に伴う市税の増や社会保障関連経費に対する国・県支出金の増などにより、全体では増加となった。

一方、歳出面では、退職手当負担金の減少などにより、人件費が微減となったものの、社会保障関連経費の増などにより扶助費が増加し、義務的経費は346.2億円となったところである。また、投資的経費についても、(仮)戸崎東部公園整備事業の着手などにより、微増となったところである。

これら決算に基づき算定した財政指標は、実質公債費比率が4.0%(前年度比±0.0ポイント)、将来負担比率が25.2%(前年度比△4.2ポイント)となり、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となったが、経常収支比率は近隣他市と同様に上昇し、95.8%(前年度比+1.2ポイント)となった。

今後の財政収支の見通し(平成29～33年度)では、市税及び地方譲与税等の増収見込みにより、歳入は微増傾向にあるものの、扶助費の大幅な増加見込みにより歳出は増加傾向にあり、財源不足額は拡大する見込みとなっていることから、平成30年度予算編成も含め、今後も財政運営上は楽観視できない状況である。【別紙1】

### 3. 予算編成の基本方針

今後の財政運営が楽観視できない状況の中、社会情勢とともに変化する市民ニーズに機敏に対応しつつ、全国平均を上回って進む高齢化や生産年齢人口の減少など、本市が抱える諸課題に的確に対応する必要がある。

したがって、行政改革等を着実に実行し、持続可能な財政基盤を確立するとともに、平成30年度予算編成については、事業の必要性、緊急性、費用対効果を十分に検証し、「事業の選択と集中」を徹底した予算とする。

以上のことを踏まえ、職員一人一人が財政状況を十分に認識し、以下に示す5つの取組方針に沿って予算編成に取り組むものとする。

#### (1) 「みんなが輝く街、上尾」の実現に向けた取組方針

「公正な政治・公平な行政」で市政を立て直し、市民に夢を持って頂けるよう「みんなが輝く街、上尾」を実現する。

第三者による調査委員会の設置など「公正な政治」の実現に向けて取り組むとともに、「公平な行政」を実現するため、以下に掲げる10項目について、速やかに実行する。

- ①子育て世代ががんばれる街
- ②いつまでも元気で活躍できる街
- ③市民に開かれた街
- ④市民の力を引き出す街
- ⑤スポーツで市民が元気になる街
- ⑥文化と芸術があふれる街
- ⑦地域の特性を生かした農業を推進する街
- ⑧地元の企業を応援する街
- ⑨近隣の街とともに発展する街
- ⑩市民の声が行政に届く街

#### (2) 第8次行政改革実施計画の確実な実施に向けた取組方針

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする第8次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画は、「質の高い行政サービスの提供」と「持続性のある財政基盤の確立」を目指すとともに、そのためのアプローチとして、「歳出全般の効率化」、「財源確保の強化」及び「事業主体の多様化」の3つの方向性を示し、基金に頼らない持続可能な財政基盤の確立を目指している。

上尾市地域創生総合戦略に基づき、共働きの子育て世代(DEWKs世代)の定住促進策を実施し、本市の魅力さをさらに高めるためには、財源や人的資源を確保することが必要であり、行政改革実施計画の確実な履行が不可欠であることから、関係課においては、行政改革実施計画進捗管理シートに掲げる取組を確実に実施する。

なお、行政改革大綱に掲げる3つの方向性は、全庁的な課題であることか

ら、歳出全般の効率化、財源確保の強化に向けた取組、民間事業者等への委託化や市民との協働による事業主体の多様化を積極的に進める。

### (3) 行政評価に基づく事務事業の取組方針

上尾市総合計画に基づく施策の進捗を図るためには、それに関連する事務事業を効率的かつ効果的に実施することが必要であり、そのためには、行政マネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確実に実施するべく、施策評価及び事務事業評価の結果に基づいた改善・改革を不断に進めることが不可欠である。

とりわけ事務事業評価は、必要性及び効率性の観点から全ての事業を評価していることから、平成30年度3か年・予算編成に当たっては、今年度「見直し」とした2事業及び昨年度「見直しの予定」とした8事業について、確実に対応していく。

### (4) 地域創生総合戦略の重点施策に関する取組方針

一昨年、策定した「上尾市地域創生長期ビジョン」及び「上尾市地域創生総合戦略」では、本市の今後の人口減少の要因を分析するとともに、この抑制策として11の重点施策を定め、これに基づく各種事業を実施しているところだが、その効果をより確実なものとするためには、部局を横断して、複合的に事業を実施していくことが不可欠である。

このため、本年5月には、さらなる定住促進を図るため、副市長を委員長とする「あげおDE住まいる推進グループ」を設置し、定住促進のターゲットを「共働きの子育て世代(DEWKs世代)」とし、効果的な事業を総合的に実施すべく、部局横断的な検討を進めているところである。

本市が“選ばれる都市“となるため、各分野における本市の強みを改めて検証した上で、ターゲットとするDEWKs世代が本市に求めるニーズを的確に把握しつつ、現在、各課が実施する事業に創意工夫を加え付加価値をつけるなどにより、独自性かつ魅力ある事業を創出していく。

### (5) 公共施設の質・量の最適化に向けた取組方針

本市が保有する全ての公共施設を将来にわたって安心・安全かつ適正な水準で維持していくためには、公共施設マネジメントを強力に推進し、質と量の最適化を図る必要がある。

本市は、平成28年度より「上尾市公共施設等総合管理計画」及び「上尾市個別施設管理基本計画」の実施段階に入ったところであり、公共施設マネジメントを実効性の高いものにしていくためには、一つ一つの施策について、その合理性や効果を「PPP/PFI手法導入優先的検討ガイドライン」の遵守を含め十分に整理した上で、上尾市個別施設管理基本計画等評価委員会による評価を行うとともに、財政運営と連携し、徹底した進行管理を行っていく。

## 4. 財政規律ガイドラインを遵守した予算編成の徹底

財政規律の維持・向上を図り、安定的かつ健全な財政基盤を確立するため、予算編成に当たっては、すべての職員が、「上尾市財政規律ガイドライン」に沿って中長期的かつ経営的な視点に立ち、市が実施するすべての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、創意工夫とコスト意識の発揮により、叡智を結集して取り組む。【別紙2】

### (1) 歳入の確保

- ・事業の実施に当たっては、国・県支出金等の特定財源の積極的な活用を図ることとし、特に新規事業については、特定財源の有無について精査するとともに、既存事業についても、特定財源を活用する方策がないか、不断に検討する。

- ・国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替は認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行う。

### (2) 歳出構造の改革

- ・すべての事業について、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行う。

- ・長期間にわたり継続してきた単独事業等については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図る。

### (3) 将来負担の圧縮

- ・未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。

## 5. 予算要求に当たっての留意点

予算要求に当たっては、「上尾市財政規律ガイドライン」に掲げる「予算編成のルール」に従い、前述の「歳入の確保」「歳出構造の改革」などに沿って要求することとし、特に以下の点に留意する。

- ・予算要求額については、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及び施設の建設など継続実施している事業に係る経費、または実施内容の変更を伴わない単価の上昇、数量の自然増などを除き、原則として、平成29年度当初予算額を上限とする。

- ・平成29年度当初予算額を超えて要求する場合には、その根拠となる資料を必ず示すこと。特に、事業を新規または拡充して実施する場合は、その必要性や効果、後年度負担等について明らかにした資料を示すとともに、既存

事業のスクラップアンドビルドを行うなどの財源確保に努める。

・地方財政計画及び国・県の予算編成や各種制度の見直しの動向が、現時点では不透明であることから、平成30年度3か年・予算編成の要求後であっても、必要により再調整することとなるので、国や県等の動向を注視し、情報収集に努め、国・県等の補助金を積極的に活用していく。

## 6. 平成31年度以降の予算編成に向けて

今後の財政収支の見通しでは、当面、財源不足額が拡大する見込みとなっており、財政運営上は楽観視できない状況である。

したがって、平成31年度以降の予算編成に向けては、持続可能な財政基盤を確立するため、前述の「5. 予算要求に当たっての留意点」について見直すことを検討していく。